

ロバーツ・コートの目的主義とテキスト主義(2・完) —*NLRB v. SW General Inc.* を受けて

井 上 嘉 仁

目次

1. はじめに
2. 制定法解釈手法—目的主義、テキスト主義
3. 近時の判例に見られる目的主義
4. *NLRB v. SW General Inc.* にみられる解釈手法
 - 4.1. ここでの関心
 - 4.2. 事案の概要
 - 4.3. 判決の要旨
 - 4.3.1. 法廷意見 [以上、42 卷 1 号]
 - 4.3.2. 同意意見 [以下、本号]
5. 目的主義とテキスト主義の転換点
6. 目的主義の波及的影響
7. おわりに

承前

4.3.2. 同意意見

トーマス裁判官の同意意見

FVRA は、大統領が上院の助言と承認を最初に得ることなく、下級官吏と主要官吏の双方を任命することを認めている。下級官吏をこの方法で任命することは、憲法上の問題を何ら生じさせない。なぜなら、任命条項は、連邦議会が FVRA のような「法律」を制定し、大統領のみに下級官吏の任命権を授与することを認めているからである。しかしながら、FVRA のもとで主要官吏を任命することは、重大な憲法上の関心を生じさせる。なぜなら、任命条項は、大統領が上院の助言と承認なしに主要官吏を任命することを禁じているからである。

ふたつの点を考察しなければならない。すなわち (1) NLRB の事務総長は任命条項の意味する範囲内の「合衆国の官吏」であるかいなか、もしそうだととして (2) その者は、上院の助言と承認を得なければ任命され得ない主要官吏なのか。

最初の問題について、NLRB の事務総長は、その任命が任命条項によって規定されている「合衆国官吏」である。事務総長は、任命条項の本来の意味と、当裁判所の先例の双方において、合衆国官吏である。

次に、事務総長は主要な官吏だといえる。「『下級』」官吏とは、「大統領の指名と上院の助言と承認を得て任命された他者によってある程度指揮監督に服する業務をおこなう」者である⁽⁶⁹⁾。対照的に、主要官吏は大統領以外に優越する者がいない者である。NLRB の事務総長は、この定義を満たしている。事務総長は大統領よりも劣るいかなる官吏に対しても責任を負わないのであるから、彼は主要な官吏であるといえる。したがって、大統領は、上院の助言と承認をまず得てからでないとソロモンを当該役職に従事させるよう適法に任命し得ないように思われる。

任命条項が課している「統治の手順に置かれた負担」は「ぎこちなく、非効率的で、機能しないようにさえみえることがしばしばある」かもしれないと、私は認識している⁽⁷⁰⁾。

高位の職に生じた欠員を充足するための一方的な権限を大統領に認めたとすれば、より効率的な政府に貢献することにはなるだろう。しかし、任命条項は空虚な形式なのではない。起草者達は、官吏の選任を、気むずかしい合議体ではなく、「洞察力のあるひとりの人物」に残しておくことの潜在的な価値を認識しているのだが⁽⁷¹⁾、彼らは政府のすべての職を充足することをひとりの人物に認めることにより発生する濫用や汚職の深刻な危険もまた認識して

(69) *Edmond v. United States*, 520 U.S. 651, 660 (1997).

(70) *INS v. Chadha*, 462 U.S. 919, 959 (1983).

(71) *See THE FEDERALIST NO. 76*, P. 510 (J. Cooke ed., 1961).

いた⁽⁷²⁾。起草者は、「恣意的な政府行為が抑制されないままになることを認めるような統治形態のもとで生きてきたのであり」⁽⁷³⁾、統治権力がひとつの機関に決して統合されないということを保障することによってのみ、自由が守られるということを知っていたのである⁽⁷⁴⁾。かれらはかくして上院に主要官吏の追認権を付与したのであるが、それは「任命という仕事において協働することの必要性」が大統領の「行為にかかる相当かつ有益な制限になるであろう」という見解に基づいているのである⁽⁷⁵⁾。われわれは権力分立と行政の簡便性または効率性をもとめる執行権限に対して課される任命条項の重要な抑制を廃することはできない⁽⁷⁶⁾。

上院が自発的に、FVRA において助言と承認権限を放棄したとすることは、任命条項を回避することを合憲にするものではない。当該条項は、他のすべての連邦憲法の構造的条項と同様に、「それぞれの部門の利益を求めるのではなく、個人の自由を守るように、なによりもまず設計されているのである」⁽⁷⁷⁾。それゆえに、「侵略された部門は侵略を承認する (the encroached-upon branch approves the encroachment)」⁽⁷⁸⁾は適切ではない。「連邦議会も執政府も」列挙された権限を無視することに同意するということがあるとしてもそれにもまして、連邦憲法の構造的規定を「放棄することに同意することはできないのである」⁽⁷⁹⁾。司法部門は、まさに、われわれの連邦憲法の構造的な制約を回避しようと政治的権力が共謀するとき、政治権力間の分離を守るように、細

(72) *See id.*, at 513; 3 J. STORY, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF UNITED STATES § 1524, P. 376 (1833).

(73) *Chadha*, *supra* note 70, at 959.

(74) *See* THE FEDERALIST NO. 51, P. 348.

(75) THE FEDERALIST NO.76, at 514; 3 STORY, SUPRA, § 1525, AT 376-377.

(76) *See Bowsher v. Synar*, 478 U.S. 714, 736 (1986).

(77) *Noel Canning*, *supra* note 67, (Scalia, J., concurring in judgment).

(78) *Free Enterprise Fund v. Public Company Accounting Oversight Bd.*, 561 U.S. 477 (2010).

(79) *Freytag v. Commissioner*, 501 U.S. 868, 880 (1991).

心の注意を払わなければならないのである。

4.3.3. 反対意見

ソトマイヨール裁判官の反対意見〔ギンズバーグ裁判官同調〕

私の見解では、FVRA の文言も、目的もそして歴史も、サブセクション (b) (1) の禁止がサブセクション (a) (1) のもとで欠員の生じた職の責務を遂行する第一補佐官にのみ適用されることを明らかにしている。

(A)

法廷意見のみたてでは、“person” という単語と “this section” という単語が、それぞれに解釈され、当該禁止がサブセクション (a) (1)、(a) (2)、(a) (3) および (c) (1) に適用され、したがってすべての臨時代理職員をカバーするのである。しかし、文脈が重要である。そしてここでは、その文脈は、それらの単語を閉じ込め、より限定的な射程をサブセクション (b) (1) に与える。

サブセクション (b) (1) の文言は、その禁止が欠員の生じた職を自動的に引き受けるサブセクション (a) (1) の適用を受ける第一補佐官にしか適用されないという明確なシグナルを含んでいる。それは「サブセクション (a) (1) にもかかわらず」という節から始まっているのである。「にもかかわらず」の節は、2つ以上の条項の潜在的な競合を認識し、どの条項が優越するかを特定するものである。よく知られた *expressio unius est exclusio alterius* (ひとつのことの明記は、その他のものを排除する) の解釈規準にしたがって、サブセクション (a) (1) —そしてサブセクション (a) (1) だけ—を「にもかかわらず」の節において抜き出して選択していることは、当該禁止が、サブセクション (a) (1)、そしてサブセクション (a) (1) のみを射程としており、競合することを、強く示唆するのである。

サブセクション (b) (1) の禁止は、欠員の生じた職の責務を遂行することが認められないのは誰なのかを規定している。その禁止が「サブセクション (a)

(1) にもかかわらず」適用されると述べることで、サブセクション (b) (1) は、サブセクション (a) (1) で述べられたデフォルト・ルールに優先することを、明らかに述べているのである。サブセクション (a) (2)、(a) (3) と (c) (1) への何らかの参照の省略は、これらのサブセクションと競合する可能性が同様にあるにもかかわらず、その省略が「熟慮に基づいた選択であり、不注意ではない」ことを示唆している⁽⁸⁰⁾。この選択は、サブセクション (b) (1) が、サブセクション (a) (1) には優越するが、サブセクション (a) (2)、(a) (3) と (c) (1) には優越しないことを意味する。

法廷意見は、「にもかかわらず」の節は、それが付加された条項の範囲を「確認するものであって制約するものではない」というのである。しかし、その付加された条項の範囲が、まさにここでの問題であり、当該節が具体的にサブセクション (a) (1) に、かつサブセクション (a) (1) のみを参照していることが、当該条項が付与された禁止規定の適用が、サブセクション (a) (1) のみに限定されるものと理解することを強く支持するのである⁽⁸¹⁾。

法廷意見は、サブセクション (a) (1) への参照は、サブセクション (b) (1) とサブセクション (a) (1) の競合が「きわめて発生しやすい」または「解決するのが特に困難」であるとする議会の関心をむしろ例証するものとされる。より綿密に調査すれば、この仮説を導くことはない。

文言そのものが、サブセクション (b) (1) は、サブセクション (a) (1) との方がその他のサブセクションとよりも、競合しやすいという理論に異議を唱えている。サブセクション (b) (1) の禁止は、欠員発生前の年の 90 日を超える期間、当該欠員職に対する第一補佐官として業務をおこなっている者には適用されず (§ 3345 (b) (1) (A)) また、当該職に対する上院が追認

(80) *Bruesewitz v. Wyeth LLC*, 562 U.S. 223, 232-233 (2011)(quoting *Barnhart v. Peabody Coal Co.*, 537 U.S. 149, 168 (2003)).

(81) *See Preseault v. ICC*, 499 U.S. 1, 13-14 (1990)(notwithstanding clause における“この法律”への参照が、その付与された条項の範囲を限定した)。

した第一補佐官として業務をおこなっている者にも適用されない (§ 3345 (b) (2))。サブセクション (a) (1) にもとづいて業務をおこなっている者——定義上、第一補佐官のみ——は、それらの条件を満たして、サブセクション (b) (1) の禁止をまるで回避することに優位をもっている。サブセクション (a) (2)、(a) (3) および (c) (1) ——PAS の官吏、上級機関の官吏、欠員職における任期が満了した官吏——は、そうではない。サブセクション (b) (1) の禁止は、このように、サブセクション (a) (2)、(a) (3) および (c) (1) と競合することがよりあり得るのであって、ありそうもない、ということではないのである。

誰が臨時代理の地位を引き受けられないのかを述べるさい、サブセクション (b) (1) は、サブセクション (a) (1)、(a) (2)、(a) (3) および (c) (1) において規定されている臨時代理を引き受けうる者についての諸ルールと等しく競合するのである。サブセクション (a) (1) をサブセクション (b) (1) の「にもかかわらず」の節が参照したのは、したがって、特に悩ましい競合を解決する手段として理解され得ないのである。

サブセクション (b) (1) がすべての臨時代理に適用されるという法廷意見の立場では、サブセクション (b) (1) の「にもかかわらず」の節は不必要なものとなる。

しかもなお悪いことに、サブセクション (b) (1) を幅広く解釈すると、サブセクション (c) (1) も不必要になる。サブセクション (c) (1) のもとで、大統領は、ある職における任期が満了し、かつ、引き続く任期にむけて指名された者を、臨時代理の官吏として業務するよう指定することができる。決められた任期を勤め上げた者が、その者の任期が満了する前の年の間にその者の職の第一補佐官として業務をおこなっているということはあるし、あり得ないといえる。しかしサブセクション (b) (1) は、ある者が、臨時代理の官吏、および、指名された者の双方として業務しうる以前に、そのような業務を要求しているのである。結果として、もしサブセクション

(b) (1) がすべての臨時代理の官吏に適用されるならば、サブセクション (c) (1) が明らかに認めていることを禁止することになるだろう。これは制定法を読む方法ではない。

これに対して法廷意見は、“臨時代理業務を規定する一般ルール／再任の特別ルール”という相違を強調する。しかしこの解釈は、法廷意見のサブセクション (b) (1) 理解の鍵であった “person” と “under this section” の解釈、すなわち、「FVRA のもとで臨時代理の職務を遂行するすべての者」に適用されなければならないという当初の主張の基礎を掘り崩すことになる。また、一般と特別のルールをいうのであれば、「にもかかわらず」の節はなくとも、サブセクション (b) (1) における一定の被指名者による臨時代理業務についての特別の禁止に譲歩することになるだろう。

対照的に、サブセクション (b) (1) をサブセクション (a) (1) に規定する臨時代理の官吏として業務をおこなう第一補佐官にのみ適用されると解釈すれば、どの条項も不必要にならない。法廷意見は、サブセクション (b) (2) (A) が、その「役職に対する第一補佐官として」業務をおこなう者への言及は、もしサブセクション (b) (1) がサブセクション (a) (1) のもとで業務をおこなう第一補佐官にのみ適用されるとするならば、不必要となるだろうという。しかし、思い出して欲しい。サブセクション (b) (2) は、サブセクション (b) (1) に対する例外を創設しているということ。サブセクション (b) (1) は、ある者が、欠員が生じる前の 365 日のうち少なくとも 90 日間、欠員が生じた職に対する第一補佐官でなかったならば、指名されたとしても臨時代理の官吏として業務をおこなうことはできないことを規定している。サブセクション (b) (2) は、こうした要件は、現在上院の追認を得ている第一補佐官には「適用されない」ことを述べているのである。言い換えれば、サブセクション (b) (1) は、ある者の過去の業務に基づいた要件を課しているものであり、サブセクション (b) (2) は、ある者の現在の業務に基づいて、そうした要件を取り除いているのである。サブセクション (b) (2) (A) でその「役

職に対する第一補佐官として」業務をおこなっている者に言及していることは、かくして、サブセクション (b) (1) に対する例外の引き金を引く適切な業務の期間を伝達するのに必要なのである。

(B)

FVRA 制定までのできごとや制定後のできごとは、サブセクション (b) (1) がサブセクション (a) (1) のもとで従事している第一補佐官にのみ適用されるという解釈をさらに支援する。

第一に、FVRA の立法史のなかで、サブセクション (b) (1) が、すべての被指名者による臨時代理業務を広範に禁止するものとして制定されたことを示すものはなにもない。FVRA の前進である 1868 年の欠員法のもとでは、第一補佐官であるかその他であるかを問わず、すべての者に対して、当該職を充足するよう指名されたとしても、臨時代理として業務をおこなうことを禁じていなかった。この構造は 1 世紀を超えて保持された。

FVRA の制定を促進した事件があり、それが当該構造に変更を加えるきっかけとなった。臨時代理の官吏であったリー (Bill Lann Lee) は、1977 年に、司法省に、公民権部門 (Civil Rights Division) の臨時代理司法長官補佐として登用されたのだが、それはその地位に対する彼の指名が失敗した後であった。彼は、彼がその地位に対して再指名された後も、臨時代理の資格で、業務を続けた。彼の指名が失敗に終わった後に、リーを司法省での業務に登用するという決定は、議会による強い批判をよんだ。サブセクション (b) (1) は、リー事件に対処するものであり、その再発を防ぐのである。それは、第一補佐官が、指名されつつ、サブセクション (a) (1) のもとで業務を遂行することを、欠員が発生する前の相当な期間 (過去 365 日のうち 90 日) 第一補佐官であったか、またはその者が欠員が生じた職に対する上院の追認した第一補佐でないかぎり、禁止しているのである。

対照的に、第一補佐官以外の官吏による臨時代理業務を禁止するという意

図を指し示す証拠は何もないのである。そうした業務への関心を表明したり、広範な禁止を求めたりする議会の言説を認識した者は一人もいない。法廷意見は、暗黙の議会の妥協がサブセクション (b) (1) の拡張を導いたと示唆する。その妥協がありうるとしても、なんの証拠もそれを支持しておらず、FVRA の発展または議論の期間をとおして、妥協が望まれたというなんらかの手がかりもないということは、それはありそうもないということを意味している。

第二に、FVRA の制定後、数ヶ月内に、司法省法律顧問局は、執政部門の諸機関に、サブセクション (b) (1) における禁止は、「欠員が生じた職に対する第一補佐官であったために臨時代理の官吏として業務をおこなう者に対してのみ適用される」と助言したのである⁽⁸²⁾。会計検査院は、FVRA の議会的な執行を支援することに頭を悩まされていたが、後に同じ結論に至った。FVRA の制定以来、上院は、指名の後に臨時代理の資格で業務をおこなうことを継続したが、被指名者による臨時代理業務のためのサブセクション (b) (1) における条件を満足していなかった 100 を超える者の指名を受けてきた。

それなのに、上院はこの多数の侵害と思われる事例に、なんらの反応も促していないのである。臨時代理をやめるよう被指名者に要求することで上院が反応したということを示す証拠は何もない。

サブセクション (b) (1) に狭い射程を与えるという 10 数年のプラクティスにもかかわらず、議会が沈黙しているということは、幅広い解釈をすることに深刻な疑問を投げかける。連邦議会が、執政部門と同じく、サブセクション (b) (1) をその文言のとおり、サブセクション (a) (1) に従って業務をおこなう欠員の生じている職に対する第一補佐官にしか射程が及ばないと理解していたことを指し示している。

(82) Guidance of Application of Federal Vacancies Reform Act of 1998, 23 Op. OLC 60, 64 (1999).

サブセクション (b) (1) が、すべての臨時代理の官吏に適用されるように幅広く解釈することは、FVRA の全文を無視することであり、その目的や歴史の中になんらの支援も見出さない。法廷意見はそのような解釈をより好んでいるのである。

4.4. 小括

法廷意見は、「者」と「セクション」という文言を手がかりにして、すべての臨時代理にサブセクション (b) (1) の禁止条項が適用されると論じている。すなわち、「者」という言葉は自然な広がりを持ち、限定されていないこと、また「セクション」は階層構造の法典のなかで特定の層を指すという立法技術に着目している。

また、議会の意図も、すべての臨時代理を含むものと考えているはずだと解釈している。理由として、第一に、議会がより容易な方法で目的を達成できるのにそうしなかったことがあげられる。第二に、「にもかかわらず」は、法律上、臨時代理に命令的に就任することとされているにもかかわらず、というほどの意味であり、第一補佐官に限定する趣旨ではなく、すべての臨時代理を含むことがあげられる。

「にもかかわらず」の解釈について、反対意見との鋭い対立がみられる。反対意見は、*expressio unius* の規準をもちだし、特定のものへの言及は、言及されなかったものを排除するという理解を示した。これに対して、法廷意見は、その解釈が妥当するかは文脈に依存するとして、反対意見の解釈を退けている。法廷意見の理解によれば、このフレーズは、幅を制約するのではなく、確認するものである。その対立関係がとりわけ解決困難であるとか、あるいは生じることが極めて明白だと連邦議会が考えていることを示唆するのだという。そして、サブセクション (a) (1) は命令的な規定であるから、サブセクション (b) (1) の禁止と対立関係にあるからこそ、「にもかかわらず」という節で、(a) (1) に言及したのだと理解している。

さらに、反対意見は立法史の検討をしているのに対して、法廷意見は、明確な文言を曖昧にするために立法史を検討する必要はないとして、反対意見を批判している。また法制定の背後にある政治的文脈から議会意図を推し量ろうとする反対意見に対しても、重要な文言が削除された経緯や議会における政治的妥協を推認して、反対意見のいう立法目的を批判している。さらに法制定後のプラクティスとして、反対意見が OLC や GAO の解釈を参照しているのに対して、法廷意見は、20 年程度の運用とわずかな事例の集積では、プラクティスとしての重みが与えられないと論じている。

法廷意見も反対意見も、当該規定の明確性を認定している点は共通している。しかし両者は、そのアプローチで対立している。反対意見は、立法史、目的、法制定後のプラクティスを、政治的文脈に分け入って検討し、制定法の明確性を認定している。すなわち、目的主義を採用している。これに対して法廷意見は、条文の文言の辞書的意味や通常の使用法に主として依拠する⁽⁸³⁾ テキスト主義を採用したといえる。

法廷意見と反対意見の文言解釈が真逆になっているという結果は、文言が明確であるという主張とは裏腹に、文言が曖昧であることを示唆しているといえる。そうであれば、まず曖昧性を認定した上で、目的主義やテキスト主義の制定法解釈の手法によりながら、文言の意味を確定していくのが筋とも考えられる。実際、先述した *King* 他の判決は、そう判断してきていた。本件でも何らかの曖昧性が認定されると思われたが、最高裁は法文は明確だとして、その道を回避したように思われる。連邦最高裁がテキストを超えた目的を採用するときはいかなる場合なのかは、結局明らかにはされなかった⁽⁸⁴⁾。

なぜ回避したのかを断定することはできないが、近時の重要論点である、*Chevron* 法理のステップ・ゼロの議論とも関連するのではないかと思われる。

(83) *Leading Case, Statutory Interpretation — Federal Vacancies Reform Act — Acting Officers — NLRB v. SW General, Inc.*, 131 HARV. L. REV. 353, 353 (2017).

(84) *Id.*, at 362.

Chevron 法理ステップ・ゼロは、そもそも Chevron 法理を事案に適用するかどうかの検討をおこなうものである。たとえば、Chevron 法理の適用があると思われた事件において最高裁は、「我々は、FERC の権限は明確だと考えるので、FERC の制定法解釈には Chevron のもとで敬讓が与えられるという政府の主張に取り組む必要はない」⁽⁸⁵⁾と述べた。条項が明確であるがゆえに、Chevron 法理を適用しないというのである。この点については、後に若干の検討をおこなう。

もっとも、本件は行政機関の立法規則が問題となった事例ではないため、Chevron 法理が直接的に関係する事例ではなかった。しかしながら、後にみるように、目的主義と Chevron 法理、とりわけ“重要問題の例外”に一定の関係性がみられる。それゆえ本件で示されると期待されたスキーム（実際には明らかでないが）は、Chevron 法理の行く末に何らかの示唆を与える可能性はあったと思われる。

5. 目的主義とテキスト主義の転換点

5.1. 文言の曖昧さを生み出す要素

どの要素が、文言の曖昧性を生み出すのだろうか。Bond, UARG, Yates, King は、目的主義の立場から曖昧性を認定した判決だった。これに対して、SW General は、テキスト主義の立場から明確性を認定した。これらのケースに含まれるいかなる要素が、最高裁が目的主義にたち、曖昧性を認定するさいの決め手になっているのだろうか。

結果だけをみれば、Bond, UARG, Yates, King は、“立法の背景”である“政治的文脈”を検討し、“深刻な結果”を重視し、合理的な議会意図を認定していたが、SW General は、そうした検討をしていない。したがって、“立法の背景”、“政治的文脈”そして“深刻な結果”が重要なワードとなっていることが

(85) FERC v. Electric Power Supply Ass'n, 136 S. Ct. 760, 773 n.5 (2016).

分かる。

問題は、連邦最高裁がそれらのワードを使うときはいつなのか、である。連邦最高裁が変幻自在に言葉を使い分けて、事件をえり好みして、目的主義とテキスト主義の間を彷徨するようでは、司法府の裁量濫用の危険性が高まり、予測可能性も保持できない。

連邦最高裁の移り気な態度を合理的に説明しようとする学説が、いくつか提示されている。それによれば、連邦最高裁は、①議会の計画 (congressional plan) が明らかなき⁽⁸⁶⁾、②実際に生じる影響が大きいとき⁽⁸⁷⁾、③歴史的なプラクティスが長期間継続しているとき⁽⁸⁸⁾に、テキストの文言を超えて目的主義の方針を採用すると説明される⁽⁸⁹⁾。

これらの要素がちりばめられたケースとして注目されていたのが、*SW General* だったわけである。しかし上述のように、連邦最高裁は、テキストの明確性を認定したさいに、どの要素を重視するかを明示的には述べていない。司法府の裁量濫用の危険を統制するために、連邦最高裁自身がこの問題について言及する必要性は高まるばかりである。

5.2. 議会の計画が明らかなき

連邦最高裁が、目的主義の立場を採用して、規定の曖昧性を認定するときの重要な要素として、“議会の計画が明らかなき”を提示するのが、A・グラック (Abbe Gluck) である。グラックによれば、議会の計画に司法が敏感に反応しているとみられる事件は 100 をこえるほどあるという⁽⁹⁰⁾。*King* にお

(86) Gluck, *supra* note 9, at 80-81.

(87) Re, *supra* note 12, at 417. レーは、「目的的かつプラグマティックな配慮」が、テキストの明確性または不明確性を連邦最高裁が認定し、解決するのに有効であると論じている。

(88) See Curtis A. Bradley & Neil S. Siegel, *After Recess: Historical Practice, Textual Ambiguity, and Constitutional Adverse Possession*, 2014 SUP. CT. REV. 1, 45-47.

(89) Leading Case, *supra* note 83, at 353.

いても、法を公正に解釈するには、議会の計画 (legislative plan、立法計画) を公正に理解することが要求される (A fair reading of legislation demands a fair understanding of the legislative plan.) と、述べられている。

グラックによれば、議会の計画を探究するというアイデアは、テキストという法源を頭越しにして議会意図を探究するような、ありきたりの目的主義とは異なり、法文を構成する相互に関連する要素 (法内部の相互関連性) から、制定法の目的を認定できるというものであって、立法史やその他の空想的な手法 (subjective tools) から目的を認定するのではない⁽⁹¹⁾、という。たとえば、*King* において、連邦最高裁は、議会の計画を、「連邦議会は、ACA を健康保険市場を改善するために議決したのであって、破壊するためではない」と認定した。そして「できるならば、我々は ACA を前者 (改善) に合致するように、そして後者 (破壊) を回避するように解釈しなければならない」と論じている。その結論に到るために、州創設の取引所に連邦創設の取引所を含まないとした場合に「資格ある者」が存在しなくなるという、法文を構成する相互に関連する要素を考察している。このようにグラックは、議会の計画を、制定法を構成する相互に関連する要素から分析し、それが明らかであるときは、目的主義を採用し、テキストの自然な解釈から離れる解釈を、連邦最高裁は採用するのだと論じているのである。

では、この点、*SW General* ではどう判示されているか。議会の計画が明らかであるとして目的主義に出るべき事案だったのだろうか。FVRA の法内部の相互関連性を読み解いて、客観的な目的を認定する目的主義に出るべきだったのだろうか。

法廷意見は、「ひとつのものの明記は他を排除する」という解釈規準は文脈によるとして採用せず、臨時代理の三類型すべてにサブセクション (b) (1)

(90) Gluck, *supra* note 9, at 81.

(91) *Id.*, at 88.

の適用があるとした場合サブセクション (c) (1) を不要にするという批判に対しては、特別が一般に優先すると回答し、制定法が明確であるとき、立法目的、立法史、歴史的プラクティスは検討する必要がないとした。法内部の相互関連性に問題はないし、文言は明確だと、テキスト主義の立場から判断したのであった。

トーマス裁判官の同意意見が重視している権力分立の観点から制定法を読めば、法内部の相互関連性は法廷意見の見方とは違ってくる可能性がある。すなわち、臨時代理のうち他の PAS の官吏である場合 ((a) (2)) は、すでに上院のチェックを受けている。また高位の公務員である者 ((a) (3)) については、90 日要件が課されている。いずれもそれぞれに固有の権力集中防止のための仕組みが用意されているといえる。唯一、第一補佐官 ((a) (1)) のみが、権力分立の観点からの固有の抑制的仕組みが組み込まれていないのである。連邦議会は憲法上、連邦憲法 2 条の大統領の任命権限を抑制する役割を割り当てられているのだから、FVRA の解釈上、第一補佐官にも固有の抑制の仕組みを組み込んでいくはずだと解釈するのが自然である。そして既に (a) (2) と (a) (3) には、法内部の歯止めが用意されているのだから、サブセクション (b) (1) は、(a) (1) にのみ適用される固有の仕組みであることが示唆される⁽⁹²⁾。法を構成する相互に関連する要素を分析すれば、これが明らかな議会の計画に適合する法内部の適合的解釈だ、といえるのではないだろうか。

このように解すれば、*SW General* は権力分立を実現する議会の計画を認定し、規定の内的相互関連性の不備を指摘して、目的主義的な判決を出すこともできたことになる。しかるに、*King* とは異なり、制定法の明確性を認定することで、かえって議会の計画を阻害しているともいえる⁽⁹³⁾。なぜなら、法

(92) Leading Case, *supra* note 83, at 359.

(93) *Id.*, at 359.

の内的適合性を上述のように考えれば、議会の計画は、臨時代理の三類型のそれぞれに固有の抑制の仕組みを組み入れることのはずだが、連邦議会が (a) (1) に固有の仕組みを用意していないと理解することになるからである。

連邦最高裁の場合あたりに見える“目的主義／テキスト主義”の採用を説明するのに議会計画の明確性を指摘する立場は、法を構成する相互に関連する要素が、どの程度で内的適合性をもっていけば足りるのか、という疑問を必然的にもたらず。本質が程度問題だということになれば、*King* のように議会の計画を重視するのか、*SW General* のように議会の計画を顧みないのか、その識別標識としては流動的であり、決定的ではないように思われる⁽⁹⁴⁾。

提唱者のグラック自身、*King* のような法の全体構造が問題となるような重大な事件であれば、通常の制定法解釈の場合よりも、議会の計画の概念が使いやすいと述べている⁽⁹⁵⁾。*SW General* は重要度の低い通常の制定法解釈の事案であったから議会計画の概念が使えなかったということならば、連邦最高裁が重要事件と考えているかどうかで、議会計画を議論する目的主義に出るか否かが変化することになる。そうすると問題は、連邦最高裁が事件を重大だと考えるポイントはどこにあるのかに移るはずである。

5.3. 実際に生じる影響が大きいとき

目的主義が採用されるか否かは、「プラグマティックな考慮」⁽⁹⁶⁾によって決せられるという見方もある。これは R・レー (Richard M. Re) によって提唱されている立場である。レーは、近時の目的主義的な諸判決を、“新 Holy Trinity” と称して、次のように特徴づけている。“新 Holy Trinity” は、条文の文言を重視する点でテキスト主義的であるが、テキストは考慮要素のひとつに過ぎず、立法目的やプラグマティックな考慮によって、条文の曖昧性を認

(94) *Id.*

(95) Gluck, *supra* note 9, at 96.

(96) Re, *supra* note 12, at 417.

定する目的主義である。そして“新 Holy Trinity”は、条文が慎重な妥協の産物であるときは明確な条文に従うが、条文が慎重さを欠いた失敗作である場合には従わないことを目指している⁽⁹⁷⁾。

この観点からすれば、二種類の解釈のうちのひとつを採用したならば「すべてを無にしてしまうような結果 (sweeping consequences)」となる場合は、連邦最高裁は、その結果の重大性というプラグマティックな考慮から、制定法の曖昧性を認定し、目的主義的な解釈をする傾向がある⁽⁹⁸⁾という指摘は、あたっている面がある。

たとえば *King* においては、手ごろな価格で保険を購入できるようにするための税額控除と、すべての納税者に保険購入を義務づける加入強制という、法改正の鍵となるふたつの要素が、事実上無効となってしまう、という「すべてを無にしてしまうような結果」が生じてしまう点が重視された。そして連邦議会がそのように意図していたとは考えられないと判示したのである。

これに対して、*SW General* では、「サブセクション (a) (1) にもかかわらず」を如何に解釈したとしても、「すべてを無にしてしまうような結果」は生じるとは思われない。法廷意見のように解釈すれば、臨時代理となることのできる役人の数が減ってしまうが、それでも依然として多くの候補者は存在しているからである。

しかし、この見解にも問題がある。目的主義の引き金である「結果」の重大性は、比較不能な場合があることである。すべての「結果」を単一の基準にのせてその重みを測定することは不可能といっても良い。たとえば、*Bond* や *Yates* のように連邦制や刑事訴追にかかわる結果、*King* のように税額控除が連邦創設の交換所に適用されないときに生じる結果、*SW General* のように事務総長の臨時代理候補が減る結果の、いずれがどれほど重大なのかをいか

(97) *Id.*, at 418.

(98) *Id.*

にして評価できるのであろうか。それぞれの結果は質的に異なるものなのだから、“結果”の重要性によって序列化することはできないのではないだろうか。

連邦最高裁がこうした質的に異なる結果をいかにして順序づけるのかが明示されない限り、プラグマティックな考慮が目的主義の引き金を引くという理論の通用力は限定的である⁽⁹⁹⁾。

5.4. 歴史的なプラクティスが長期間継続しているとき

歴史的プラクティスが、目的主義への引き金となっていると主張するのは、C・ブラッドリー (Curtis Bradley) と N・シーゲル (Neil Siegel) である。

SW General においては、歴史的プラクティスは、法廷意見と反対意見とで評価が分かれた。反対意見は、FVRA の制定後から、OLC や GAO がおこなってきた 20 年程度の法解釈の実践、それに対する連邦議会の沈黙を重視したが、法廷意見はそうではなかった。

SW General と同様に大統領の任命権限に関する訴訟である *NLRB v. Noel Canning*⁽¹⁰⁰⁾ は、逆に、歴史的プラクティスを強調していた。*SW General* が臨時代理の任命であるのに対し、*Noel Canning* は休会任命が問題となった事例である。大統領は、上院の休会中に生じた欠員に対して休会任命を行うことができる。*Noel Canning* の事案では、この休会の意味内容が、会期と会期の間の休会 (会期間休会: intersession) を指すのか、会期内の休み (会期内休会: intrasession) を指すのかが明らかでなく争いとなっていた。法廷意見は、建国以来の休会任命の歴史的プラクティスを重視しなければならないと言及した⁽¹⁰¹⁾。そして休会任命条項は、会期内休会も含むと判示したのである。

たしかに、休会任命は建国期の 1787 年からのプラクティスがあるのに対し

(99) Leading Case, *supra* note 83, at 360.

(100) *Noel Canning*, *supra* note 67. *Noel Canning* を研究する論攷として、大林啓吾「休会任命をめぐる憲法構築」千葉大学法学論集第 28 巻 4 号 260 頁 (2014 年)、同「続・休会任命をめぐる憲法構築」千葉大学法学論集第 29 巻 3 号 132 頁 (2015 年) がある。

て、臨時代理は 1998 年からの歴史に過ぎない。両者を比較すれば、前者の歴史がより重要にみえてくる。

しかしながら、仮に 20 年では短いかもしれないが、30 年ならどうか、50 年なら……と考えるみよう。そのとき、歴史的プラクティスが目的主義への引き金を引くとしても、いったいどのラインを踏み越えたときに、その引き金が引かれるのかは判然としていないのである。

5.5. 小括

連邦最高裁が目的主義にでるときを説明する 3 つの主張——議会の計画が明らかなきとき、実際に生じる影響が大きいとき、歴史的プラクティスが長期間継続しているとき——を概観してきた。議会の計画が明らかか否かを制定法の内的適合性をどの程度要求するのか、事案ごとに質的に異なる結果の重大性をどうやって序列化するのか、歴史的プラクティスがどれくらい経過することが必要なのかが、それぞれの理論的な欠点として指摘できる。

これらの要素を総合的に衡量して、裁判所自身が目的主義にでるか否かを決定するのだとすれば、それは裁判所自身にきわめて広範な裁量を認めたことになる⁽¹⁰²⁾。テキストを超越して自らの望む結論を出したければ、テキストの内的適合性を否定し、結果の重大性を指摘し、あるいは歴史的プラクティスを重視して、目的主義にでることが許されることになるからである。これでは法的判断の予測可能性は大幅に損なわれることになる。

テキスト主義の利点は、この裁判所の裁量を厳しく統制できる点にある。テキスト主義による法解釈によって支障が生じるとしても、それは法文が不明確であるためではなく、立法技術が稚拙だったに過ぎない。裁判所の任務はそうした稚拙な立法を解釈によって補うことにはない、というテキスト主

(101) ただスカルリア裁判官の同意意見では、歴史的プラクティスの意味づけは法廷意見とは異なっていた。

(102) *Leading Case*, *supra* note 83, at 362.

義の主張は傾聴に値する。

6. 目的主義の波及的影響

6.1. 目的主義と議会

ある論者は、連邦最高裁が目的主義にでていることは、連邦議会を尊重することにつながるという⁽¹⁰³⁾。目的主義は、“政治的文脈”を重視する。「法制定の背後にある状況に精通している合理的な人物」⁽¹⁰⁴⁾が、立法者の関心についての知識を活用して、議会の意図を探ることに重点を置くのであった。

かかる見地から、制定法のなかで問題となっているわずかな数文字の文言について、その文理上の意味を強制し、法律の核心部分を無効化し、立法技術の未熟さを叱責することを、目的主義はしない。逆に、目的主義は、連邦議会が構築しようとした全体構造を尊重することになる、というわけである。

しかし、目的主義的に探究した議会の意図が、真正の議会の意図であるとは限らない。そもそも議会の意図とは何かも確定的ではないのである。与党・多数派の思惑なのか、議決に到る政治的過程なのか。また議決された法律には、種々の政治的妥協が反映されている場合がある。そうした政治的妥協を正確に読み取ることは困難であるし、司法作用であるかも疑わしい。レーは、条文が慎重な妥協の産物であるときは明確な条文に従うが、条文が慎重さを欠いた失敗作である場合には従わないことを新しい目的主義の特徴としている⁽¹⁰⁵⁾が、慎重な議論がなされたのか、軽率な議論に終わったのかの判定は政治的にならざるを得ないのではないだろうか。

目的主義は、現実政治の判断をするのではなく、あくまでも合理的な立法者であればしたであろう合理的な判断を探究するのであるから、司法的判断に馴染むという見方もある。

(103) Note, *supra* note 4, at 1245-1246.

(104) Manning, *supra* note 8, at 91.

(105) Re, *supra* note 12, at 418.

しかしながら、政治的判断を合理性で偽装しても、その本質は政治的である。むしろ議会の現実の政治プロセスをトレースする方が、裁判所自身の政治的決断を招かないぶん、非政治的とさえいえる。次にみる *Chevron* 法理の文脈でいえば、非民主的でアカウントビリティのない、また政策の専門家でもない裁判所に、曖昧な法の解釈権限を付与しないというのが合理的な議会の意図ともいえるのである。

他方、テキスト主義は、裁判所が立法の背景から政策をよみとき、法律の文言の意味確定をなすべきではないと考えている。立法の背景事情はまさに政治の世界であり、民主主義の観点からして、そこに裁判所が容喙することは妥当ではないからである。また、テキスト主義者が法解釈において斟酌する目的は、あくまでも、具体的なテキストとそれを読み解くツールによって解読された目的でなければならないのである。

テキスト主義に立つ場合、具体的な法律の制定にかかわる政治的な状況から推測される議会の意図を等閑視することになる場合もある。*King* においてスカリア裁判官が採った立場である。スカリア裁判官は、立法技術が稚拙であったため、法の立て付けが奇妙になっているとしても、それを修正することは裁判所の任務ではないと、テキスト主義の立場から毅然と判示したのである。

これをもって、議会を尊重していないと評価することは不当である。憲法上議会に割り当てられている立法権を尊重し、司法判断の矩を越えない自制的な判断こそ、真に議会を尊重する立場であるというべきではないか。

したがって、近時の目的主義的立場は、議会との関係で見れば、その判断を尊重しているように見えるが、より高次の視点で見れば、議会の立法権をないがしろにする立場であるともいえる。

6.2. 目的主義と行政機関

連邦最高裁が目的主義にでていることは、連邦最高裁の司法的な判断や態

度に種々の影響を与えていると思われる。そのひとつが、Chevron 法理の凋落である⁽¹⁰⁶⁾。

Chevron 法理とは、*Chevron U.S.A. Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.*⁽¹⁰⁷⁾ で判示された、判断枠組みである。この判断枠組みは、法律が多義的である場合、連邦議会はその法律の意味内容を確定する権限を行政機関に黙示的に委任したとの推定を前提にしている。Chevron 敬讓と呼ばれることもある。Chevron 法理は、次のふたつのステップからなる。ステップ1：連邦議会は当該争点につき直接的に述べているか。直接的に述べているなら、裁判所は連邦議会の明白な意図を実現しなければならない。(行政機関への権限の黙示的委任があるかを判断するステップ)。ステップ2：ステップ1を充たしていない場合、裁判所は、可能な限り行政機関の制定法解釈を尊重しなければならない。なぜなら、基本方針を選択した賢慮を評価し、対立する公共の利益を調整する責任は、司法的責任ではないからである⁽¹⁰⁸⁾。(行政機関の解釈の合理性を判断するステップ)。目的主義は、この Chevron 法理の凋落に寄与しているように思われるのである。

Chevron 法理の凋落の傾向と、目的主義の台頭にみられる傾向は、ともに政治的文脈において結果の重大性を過大に評価する点で同種である。本稿でみてきたように、目的主義を採用してきた近時の判例は、政治的文脈に分け入り、立法の背景を分析し、深刻な結果の生じることを推論し、合理的な議会であればそのような結論を望まないだろうと判示してきたのであった。Chevron 法理の凋落は、“重要問題の例外”と呼称される Chevron 法理のもとでの敬讓を拒否する判断を連邦最高裁が示したことに始まっている。“重要問題の例外”とは、経済的、政治的に重大な決定とかかわる問題を、連邦議会が行政機関に黙示的に委任したとは考えない、つまり、行政機関の解釈に敬

(106) Note, *supra* note 4, at 1227.

(107) 467 U.S. 837 (1984).

(108) *Id.*, at 866.

譲しない、という考え方である。この考え方の萌芽は、*FDA v. Brown & Williamson Tobacco Corp.*⁽¹⁰⁹⁾ に示された「かかる経済的、政治的に重要な政策判断を、連邦議会が行政機関に委任すると考えられるかどうかも、考慮しなければならない」⁽¹¹⁰⁾にある。

目的主義と重要問題の例外は、ともに、政治的文脈の参照がキーとなっている。重要問題の例外を認めて行政機関の解釈を尊重しない態度に出たのが *UARG* であり、*Chevron* 法理の適用をそもそも否定したのが *King* である。両判決はともに、目的主義に出た判決として本稿で取り上げたものである。

とりわけ *King* において、重要問題の例外を採用して、テキストの自然な解釈から離れて、行政機関の解釈を尊重しないばかりか、そもそも *Chevron* 法理の適用すらないという判決を下すことができたのは、その解釈手法として目的主義を採用したからだといえる。目的主義を採用したからこそ、立法の背景を政治的文脈の中で検討し、深刻な結果＝経済的・政治的に重要な結果をもたらす決定を、曖昧なまま行政機関に委任したはずはない、それも専門性をもたない機関であればなおさらである、それが合理的な議会であればくだす決定だ、との判決が可能だったのである。経済的・政治的に重大な結果をどう処理するかは、本来議会が決定することであり、議会が行政機関に委任することも許される。それを否定するために目的主義を採用し、裁判所が議会の意図を合理的に構築することによって、行政機関の判断に裁判所の判断を代置する手法が採用されえたのである。

仮にテキスト主義を採用したとすれば、*King* のような重要問題の例外の適用は生まれなかったのではないかと思われる。*King* においてのスカリア反対

(109) *Brown*, *supra* note 30. 本件を紹介する研究として、さしあたり井上嘉仁「FDA にはタバコ規制権限が無いとされた事例」*広島法学*第 26 卷第 3 号 315 頁。なおこの事件においては、*Chevron* 法理が適用され、ステップ①の検討段階で、連邦議会の明白な意図を認定し、FDA の立法規則を無効と判断した。

(110) *Brown*, *supra* note 30, at 159-160.

意見がそれを如実に表している。スカリアは、政治的文脈に分け入って立法の背景や議会計画を探索する法廷意見の主張に対して、それは法が奇妙な立て付けであると言うことを示すだけであり、不明確であることを意味しないと反論し、最高裁の任務は「法律を修正すること」ではないと述べている。

そして重要問題の例外における難点は、連邦最高裁が目的主義に出るときの問題と同じで、「重要」性の判断規準が裁判所によって示されていない点である。重要でないとされる事件においては、テキスト主義の立場から、従来どおり、Chevron 法理が適用されることが指摘されている⁽¹¹¹⁾。何が重要事件で何がありふれた事件なのかの識別基準は示されていない。この点、連邦最高裁が目的主義に出るときは、生じる結果が重大なときであるとする説が抱えている問題と同じである。「結果」の重大性は、質的に異なるものの比較となり、比較不能だとすれば、重要事件の例外においても重要性の比較は不能なのかもしれない。そうであれば、裁判所の裁量が大きくなりすぎる⁽¹¹²⁾。裁判所の裁量を統制する観点から、テキスト主義の再検討が必要であろう。

6.3. 目的主義と司法

目的主義は、司法権を強化することになるとの主張がある⁽¹¹³⁾。目的主義を採用すると、裁判所が判断代置型の審査をしやすくなることがひとつの論拠と思われる。行政処分についていえば、処分庁の判断の合理性を審査するさいに、目的主義者は、処分庁になりかわって、当該根拠規定の立法背景を政治的文脈に分け入って独自に判定し、行政庁の判断を尊重しない態度にでる

(111) Note, *supra* note 4, 1247.

(112) Chevron 法理は、司法裁量を統制し、裁判所における判断の負担を減らし、下級審等にシンプルな指示を与えるという効用があったことが指摘される。山本龍彦「行政機関の法解釈に対する司法の敬讓」戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』(有斐閣、2014年) 508頁。

(113) Note, *supra* note 4, at 1244-1245.

ことができる。行政庁に与えられている解釈・執行の権限の配分を覆し、裁判所が解釈権限を握ることになる⁽¹¹⁴⁾。

目的主義を採用する連邦最高裁は、最善の解釈を引き出すために、政治的文脈を探索するのである。そして次のように述べる。「我々は連邦議会が述べたことは認識しているが、連邦議会が何か別のことを意味していたことも知っている。なぜなら、合理的な立法者は、この制定法を立法するさいに、こんな帰結など決して意図していなかつたらうということに、我々は自信をもっているからである」⁽¹¹⁵⁾。

たしかに判断代置型の審査をしていくことは、司法権の役割を高めているといえる。それは、行政機関が合理性の枠からはみ出していないことを保障する監督者の役割⁽¹¹⁶⁾から、行政機関とたたかうプレイヤーの役割へと、裁判所の役割が変わることを意味している。

反対にテキスト主義者であれば、「明確に規定された制定法の文面を執行」⁽¹¹⁷⁾することに役割を限定する。換言すれば、制定法の明確な文言は、司法の役割の限界を画するということである。

司法権を強化し、政治部門を統制していくことは、法の支配、権力分立の要請でもあることを考えれば、目的主義の立場から積極的に司法権を行使していくことは望ましい一面をもつ。しかし他方で、専門性と民主的アカウンタビリティに欠ける裁判所が、司法権の名のもとに、政治的文脈に分け入ってなす法的判断は、その判断の土台の強度に疑念を抱かずにはいられない。

また権力分立が法治部分と政治部分の区別を導く概念であるとすれば⁽¹¹⁸⁾、歴史的プラクティスやその他の規範創造の準則にしたがって、法治部分に落

(114) *Id.*, 1244.

(115) *King*, *supra* note 40, at 2494-2495.

(116) *Chevron*, *supra* note 107, at 843.

(117) John F. Manning, *Second-Generation Textualism*, 98 CALIF. L. REV. 1287, 1312-13, 1313 n.119 (2010).

とし込まれた領域で、司法権は行使されなければならない。その意味では、明確な規範であり法源である制定法、歴史的プラクティス等の規範論によって限界づけられた範囲で、司法権は行使されなければならない。そしてその限界内で司法権が行使される時のみ、司法の権威は高まるといえるのではないだろうか。

7. おわりに

本稿は、法解釈の方法論としてテキスト主義と目的主義、とりわけリーガル・プロセス論を重視する新しい目的主義の方法論を概観したうえで (2)、近時の連邦最高裁の目的主義に出た諸判決を確認し (3)、*SW General* を取り上げたあと (4)、連邦最高裁が目的主義に出る事例の特徴に関する学説を分析し (5)、目的主義が与える波及的影響 (6) を順次検討してきた。

この検討によって、テキスト主義と目的主義とは接近しつつも、政治的文脈によって立法の背景を探索する点で相違をみせていることをまず示した。そして近時の判決は、政治的文脈を検討し、“深刻な結果”や“不幸な結果”を回避するという議会意図を認定する点で共通していることを示した。ところが連邦最高裁は常に目的主義に出るわけではなく、事例によってテキスト主義と使い分けている。その使い分けを連邦最高裁自身によって合理的に説明されることを期待されたのが *SW General* であったが、期待に応える判決ではなかった。法廷意見はテキスト主義の立場、反対意見は目的主義の立場にあると考えられるが、法廷意見がテキスト主義になる理由の解明には及ばなかった。この点を合理的に説明しようとする学説は、議会の計画が明らかであること、生じる結果が重大であること、長期間の歴史的プラクティスがあること等を指摘し、目的主義に出るかいなかを説明しようとする。しかし、

(118) この権力分立の理解について、井上嘉仁「法原理としての権力分立の限界と可能性——抑制・均衡なき権力分立論」松井茂記他編『自由の法理 阪本昌成先生古稀記念論文集』53頁。

制定法の内部的適合性をどの程度重視するのか、質的に異なる結果をどう序列化するか、プラクティスはどのくらいの期間必要なのか、といった難点をそれぞれ抱えていることを指摘した。連邦最高裁の目的主義が及ぼす影響について、議会との関係では議会を尊重することになるという指摘もあるが、高次の法レベルからみれば議会の立法権を篡奪しかねない危険があること、行政との関係では Chevron 法理の軽視や重要問題の例外に関する裁判所の裁量が過大となる危険があること、司法権との関係でも法の支配や権力分立の観点から問題のあることを指摘した。

本稿において、テキスト主義・目的主義そのものの法哲学的な検討は十分におこなえていない。また関連判例の分析も不十分である。さらに、わが国における法解釈の実践との比較研究も手つかずである。これらは今後の課題としたい。